

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を
改正する省令案要旨

- 1 流用防止措置として定められている子畜用配合飼料規格について、抗菌性飼料添加物に代え、食品添加物として認められていない飼料添加物を添加する規格に変更することとする。(関税定率法施行規則別表関係)
- 2 入国旅客等が携帯して輸入するたばこの免税数量を変更することとする。(関税定率法施行規則第2条の4第2項関係)
- 3 関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、財務省令で定めらるることとされている所得額に関する統計等を規定することとする。(関税暫定措置法施行規則第7条の4及び第7条の5関係)
- 4 この省令は、別段の定めがある場合を除き、平成30年4月1日から施行することとする。